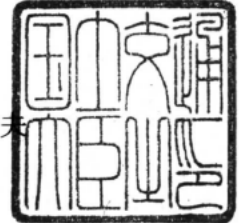


国空総第683号
令和3年10月19日

開示決定等の期限の延長について（通知）

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和3年9月10日付けで請求され、同月13日付けで受け付けた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
航空法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第15号）の案文（改め文）、新旧対照表及び参照条文
- 2 延長後の期間
令和3年11月22日まで延長する。
- 3 延長の理由
当該開示請求に係る行政文書の調査等に時間を要するため。

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局総務課
大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

東京都千代田区霞が関2-1-3
TEL：03-5253-8111（代表）